旭民報

2014年
4月24日
＝再刊＝
第560号

＝連絡先＝
＝発行＝　日本共産党尾張旭市委員会
TEL 0561-52-5894 FAX 51-4011
川村 つよし　TEL 090-2927-3776
さかきばら利宏　TEL 090-2266-7284

先週から今週にかけ、保育短大跡地購入後の活用方法、不適切な随意契約の問題について、市は市議会各会派へ説明に回っています。説明、というよりも市が直面している課題で議員からも知恵を借りたい。というのが本音のところだろう受け止めています。市議団から市に伝えた話をまとめました。

保育短大跡地購入後の活用方法

1．経過説明の不足

市長選挙で批判材料として使われたこともあって、購入の是非についての批判が話題として出ることもある。経過説明の中に良くある質問として記載すべき。最近、購入した跡地の中に名古屋の給食センターがあり、それを使えば尾張旭市の給食センターを新設しなくても済んだのではないかという批判があった。市が給食センターの建設に取り組んだ時点で、名古屋市の売却意向が無い状態だったこと、仮に名古屋の給食センターを使うとしても、規模は三千食程度で、新設された給食センター九千食に及ばないことなど、事実に合わない批判に対して回答を準備しておくこと。

2．耐震性のある施設について

大小44棟ある施設の中で耐震性がある建物は理科実験棟、図書館、福利厚生棟、小中学校南校舎、給食センターの5つ。

再利用するにも整備が必要になる。用途を変更して使う選択肢もあるが、さらなる劣化を食い止めるにも費用が必要になる。使うか使わないかの判断を急ぎ、使わないものは解体か閉鎖を早く考えたほうが良い。

3．幼児教育研究所・実習園

耐震性は無いが小規模な平屋であり、改修費用は高額にならない。調査に参加した建築士からは再利用の検討対象と加えるべきとの意見が出されたとのことだったので、保育需要を考慮して、再利用を検討するように話した。

4．所感

施設を再利用するにしても、しばらくは手が出ないと思われるので、当面、グランドなどの有効利用を考えてゆくことになる。上下水道、電気、ガスなど基礎的インフラ整備も費用がかさむことが予想されるため、暫定利用としては小規模なインフラ整備にとどまる範囲で検討することになると、思われます。

不適切な随意契約の問題

昨年から問題となっている不適切な随意契約の問題について、市が4月17日「随意契約事務に関する検討結果報告書」を公表。そこには、事務の改善策として今年度から

ア・情報共有の充実
イ・研修の充実
ウ・マニュアル・手続きの改善
エ・既存のルールの見直し
オ・新しい制度の活用の推進
カ・チェック体制の強化を実施する

他今年度の検討事項、将来の検討事項などが並んでいます。（報告書P8）

注目した内容の一つは、ア「情報共有の充実」で内容としては業者のリストを作成・更新・共有化する。というものです。

そんなこともできていなかったのかというのが率直な感想ですが、今回の問題が発生した背景の冒頭に「発注できる業者がわからない」という職員の知識不足が挙げられており、職員間・部署間の情報共有がなってないことがわかります。（同P5）

アイデアとして提案しておいたのは、業者リストについて「ヤフーオークションの出品者に対する評価」の様な機能も設け、その情報は一般的には非開示情報として市職員と該当業者しか見られない自己情報とすること、そうした評価も累積されることを業者にも伝えること。業者リストの作成には業者にも協力を求め「自社の得意分野」などを集めると良いのではないか。そうした情報の蓄積により、1者随契が可能な金額の引き上げも将来的にはできるかもしれないと伝えました。

党市議団の求めで実現した「小規模事業者登録制度」は、使いにくさと宣伝も徹底されなかったためか、登録業者がわずかしかなく、あまり活用されていません。

この機会に仕組みを見直して、登録業者を増やし、使い勝手の良いものになるよう取り組んで欲しいと思います。